

随意契約理由

令和7年(2025年)3月1日

契約担当課名	産業振興課
発注担当課名	産業振興課
契約名称	令和6年度豊中市プレミアム付デジタル商品券プレミアム付与等業務委託契約
契約内容	令和6年度豊中市プレミアム付デジタル商品券プレミアム付与等業務委託
契約締結日 及び契約期間	締結日：令和7年(2025年)3月1日 契約締結日から令和7年(2025年)7月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	東京都文京区本郷1-10-9住友不動産水道橋壱岐坂ビル4階 フェリカポケットマーケティング株式会社
契約金額	●チャージに係る決済手数料の精算業務 ①クレジットカード決済（VISA,Mastercard）による決済額に1.8%を乗じた額 ②クレジットカード決済（JCB）による決済額に3.0%を乗じた額 ③セブン銀行ATM決済手数料については、以下の(a)及び(b)とする (a)セブン銀行ATM決済による1決済につき70円 (b)セブン銀行ATMによる決済額に0.8%を乗じた額 ●精算データ作成業務：1回につき50,000円 ●参加店舗精算業務：1件につき120円 ●プレミアム付与業務 1口につき2,000円 ●18歳以下の者がいる世帯に係るポイント付与業務 世帯内に18歳以下の者を含む世帯につき3,000円
	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)

随意契約理由

令和6年度豊中市プレミアム付デジタル商品券プレミアム付与等業務委託については、フェリカポケットマーケティング株式会社が独自に開発した「マチカネポイントアプリ」及びその管理システムを用いて運用するものである。

そのため、本システムを用いて豊中市プレミアム付デジタル商品券プレミアム付与等業務を運用できるのは開発事業者であるフェリカポケットマーケティング株式会社のみとなるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものである。